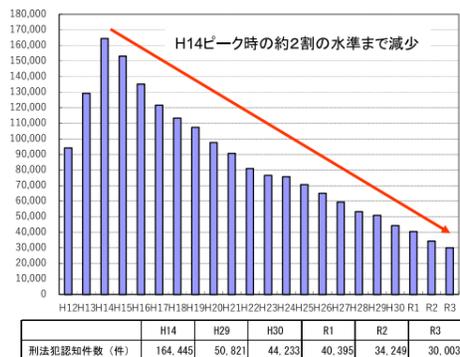


03 犯罪被害者等の支援に特化した条例の制定について

- ワンストップの支援窓口の開設
- 二次被害の防止
- 県内の何処に居住していても必ず支援を受けられる体制づくり
- 犯罪被害者等の尊厳、権利の尊重
- 学校における教育等を盛り込んだ令和の時代にふさわしい特化条例の制定を目指して

兵庫県の犯罪被害者数の状況

【本県の刑法犯認知件数の推移】



犯罪認知件数は減少しているものの被害者のうち重要犯罪*が占める割合は年々上昇

【本県の刑法犯被害者数】

	H14	H29	H30	R1	R2	R3
刑法犯被害者数①	148,917	44,835	39,117	35,949	30,316	26,543
うち重要犯罪被害者数②	897	625	600	606	522	544
割合 (②/①)	0.60%	1.39%	1.53%	1.69%	1.72%	2.05%

※重要犯罪とは、殺人や強盗、放火、強制性交など、刑法犯のうち、個人の生命、身体及び財産を侵害する度合いが高く、国民の脅威となっている犯罪

全体の犯罪被害者数は、H14をピークに、2割の水準にまで減少しているにもかかわらず、重要犯罪被害者数の減り幅は小さく、その割合は年々増えている。重要犯罪は、被害者本人だけでなく、その家族や友人、職場、学校等関係者にも及ぼす影響が特に大きい。犯罪の抑止や防止だけでなく、被害者等の支援が重要

兵庫県 令和2年 人口：5,469,184 世帯：2,398,865 → $\frac{A}{B} = 0.01106482 \div 1.10\%$

兵庫県の刑法犯被害者数を兵庫県の世帯数で割り算してみると、その対比で割合を出してみると、1.10%⇒結構多い気がします。全然嬉しくないけれども他人事ではない感じを受けるのではないのでしょうか。サクッとみますと、この内の2%が重要犯罪被害者数となるわけです。

●神戸新聞NEXT 兵庫県犯罪被害者支援条例を制定へ



齋藤元彦知事(右)と面会し、必要な支援について伝える土師守さん(中央)ら＝5月、兵庫県庁

令和5年2月 第361回定例会に当局案提出予定。意見するのはまさにこのタイミングしかないとなれば本会議質問で9月質問を会派に要望し、かなえて頂きました。

犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進することによって、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的として、平成16年12月、犯罪被害者等基本法が制定された。政府における犯罪被害者等基本計画の策定がスタートし、現在、令和7年度末を目途とする「第4次犯罪被害者等基本計画」に基づく諸対策が推進されているところである。令和4年4月1日現在、都道府県では39団体が特化条例を制定済み。わが県においても、地域安全まちづくり条例に基づく現状の犯罪被害者等支援の取組を充実させていくためにも、令和の時代にふさわしい特化条例の制定が待たれるところである。

既に制定されている都道府県の条例における規定内容をあげると、①支援計画等 ②相談及び情報の提供等 ③経済的負担の軽減 ④日常生活の支援 ⑤心身に受けた影響からの回復 ⑥居住の安定 ⑦安全の確保 ⑧雇用の安定 ⑨損害賠償請求にかかる支援 ⑩県民理解の促進・啓発等 ⑪学校における教育 ⑫人材の育成等 ⑬民間支援団体に対する支援 ⑭総合的な支援体制 ⑮財政上の措置 ⑯その他各都道府県毎の特徴的な規定、以上となる。

近年単独条例を制定している県においては、被害者や被害者支援団体からの要請に耳を傾けながら、その県独自の条文をそれに加えて制定する傾向にある。

そもそも被害の程度や被害者のニーズによって、必要な支援の内容は異なるが、予期しなかった犯罪に巻き込まれ、これまで経験をしたことがないような状況に陥るといふ現実には犯罪被害者は直面するわけである。そして、精神的にダメージを受けている状態で、これから自分の身に何が起きるのか予測できない中で、再び平穏な日常生活を取り戻すことには大変な苦労を伴うことが推測される。

また、ネットによる誹謗中傷をはじめ、近隣からの好奇な目やうわさ話に苦しまれ、転居を余儀なくされるなど、いたるところで2次被害の危険にさらされているという現状を少しでも変えていくためにも、犯罪被害者等の支援に特化した条例においては、犯罪被害者等基本法に新たに示された、「犯罪被害者等の尊厳、権利」という視点に立った基本理念を明確に宣言することが求められている。

その上で、犯罪発生直後は極めて大変な日々を過ごすかゆえに、犯罪被害者等に特化したワンストップの支援窓口の開設が必要である。経済的支援についても、第一義的には各市町の役割であるとしても、広域行政を行う県の責任を明確にして、かつ県下各市町と、それぞれの犯罪被害者等支援施策の実施状況に応じて、柔軟に連携できる体制を整えるべきと考えられる。県内の何処に居住していても必ず支援を受けられる体制づくりが求められている。

県の犯罪被害者等支援条例検討委員会の第1回が7月1日に、事務局として齋藤知事も出席の上開催され、第2回がつい先日9月20日に開催されたところでもある。

以上を踏まえて、当局のご所見を伺う。

答弁：齋藤 知事

昨今、不特定多数の方が巻き込まれる事件が相次いだり、県内の全市町で条例が制定されたことを受け、犯罪被害者等を支援する条例を制定することとしております。

現在、犯罪被害当事者や支援団体、法律や心のケアの専門家などによる検討委員会で議論を重ねております。委員からは、被害者等の尊厳や権利の尊重、二次被害防止、重大・広域事案等への対応、学校教育における被害者家族の児童等への配慮などを盛り込むべきとの意見があがっており、これらについて、今後、条例に明記する方向で検討しているところでございます。

また、各市町ではそれぞれの条例に基づくメニューによって様々な支援がされているところですが、犯罪の発生状況は地域差が大きく、対応の専門性も高いため、支援の難しさを感じている自治体もあります。被害者の方々等が必要な支援を迅速かつ継続的に受けられるよう、寄り添い型の支援の実施に加え、市町や支援団体、学校等のサポートを行う総合的な支援の窓口を、県としても設置する方向で検討を進めてまいりたいと考えております。

条例制定により、県民の被害者等への理解が深まり、県や警察、市町、支援団体等関係機関の緊密な連携により、犯罪被害者等の支援の充実が図られるようこれからも取り組んでいきたいと考えております。

よっしープレスは、垂水の「よっしー」こと、

兵庫県議会議員

吉岡 たけし の報告紙です。

くらし満足度No.1の垂水を目指して、神戸市垂水区と兵庫県政をつなぐことを目的に、兵庫県の政治を分かりやすく伝えます。



兵庫県議会 自民党 議員団

- 1962年10月13日生まれ
- 灘中学・高校卒
- 早稲田大学法学部卒
- アンリツ(株) 官公営業部
- 千代田火災海上保険(株) 横浜支店・神戸支店
- 衆議院議員 秘書
- 参議院議員 政策担当秘書
- 2015年 兵庫県議会議員選挙初当選
- 産業労働常任委員会委員、建設常任委員会委員
- 自民党県議団 政務調査副会長
- 警察常任委員会副委員長
- 2019年 2期目当選(17,392票)
- 総務常任委員会副委員長
- 自民党議団副幹事長
- 自民党 神戸市垂水区第一支部長
- 前総務常任委員会委員長

01 「よっしーのはなし」をいたします。負担を押し付けない県政を実現させます。

神戸市と兵庫県。2重行政をなくして、効率的な行政の推進を進めています。益々、事業の選択と集中を本格化させて、引き続き新たな改革マインドで、将来に負担を押し付けない県政を実現させたい!! どころよりも夢叶う躍動する兵庫の実現に向けて頑張ります。垂水区内各所で(街頭、ミニ集会等)県政報告をいたします。

02 ご意見・ご相談等については下記までご連絡ください。

兵庫県議会議員 吉岡たけし事務所
〒655-0034 神戸市垂水区仲田1-8-24-101
TEL : 078-708-8600 FAX : 078-708-8610

発行日：2022年12月28日 兵庫県議会の様子をインターネットでご覧いただけます。
発行元：兵庫県議会議員 吉岡たけし事務所 <https://www.hyogokengikai.jp/broadcast/index.html>

インターネット放映中 本会議の代表質疑・委員会での質問などが手軽にご覧いただけます。

☞ <https://take-yoshioka.com> ※ホームページをリニューアルしました。

STOP! 特殊詐欺 (警察常任委員会)

今やターゲットはご高齢者さんに限りません。PC、スマホのサポート詐欺など年齢問わず狙われています。

兵庫県警「特殊詐欺特別捜査隊」が発足 取締り強化へ(令和4年9月14日)

- 「特殊詐欺特別捜査隊」兵庫県警は刑事部・組織犯罪対策局に設置
- 「よう撃捜査や“だまされたふり作戦”を積極的に」発足式において訓示
- 「犯行グループの壊滅なくして、特殊詐欺被害の撲滅はあり得ない」

兵庫県内の昨年(2021年)の特殊詐欺の認知(兵庫県警が確認した)件数は859件、被害総額は約12億円。人口密度が高い神戸市内・阪神間といった都市部が被害の約8割を占める。2022年は1～6月の上半期の被害額が約5億2千万円(前年同期比・マイナス5千万円)と高止まりの状態が続いている。

【特別捜査隊設置の背景】

今回の組織改編の背景の1つには、特殊詐欺グループがだまし取った金が暴力団の資金源になっている可能性が高いことがあります。警察庁によりますと、全国の特種詐欺の認知件数はおととしまで3年連続で減少していましたが、去年は増加に転じ、1万4498件、被害額は282億円で依然として深刻な状況が続いています。

一方、去年1年間に、全国で検挙されたのは2374人で、犯罪組織の上位の者の逮捕にはなかなか至らず、多くの事件は、特殊詐欺の前線で動く「かけ子」や「受け子」など「末端」の検挙にとどまっているのが実情です。警察は、特殊詐欺グループがだまし取った金は、その上の指示役などを経て暴力団のほか、準暴力団、いわゆる「半グレ」と呼ばれる集団の資金源になっている可能性が高いと見えています。

警察幹部は、「最近の特種詐欺事件では、暴力団との関係が深いとみられる半グレ組織が離合集散を繰り返していたり、別の暴力団の組員同士が組んだりして犯行に及んでいるケースもある。暴力団捜査のプロたちが特殊詐欺事件の捜査にあたることで、複雑な組織の実態解明と主犯格の検挙に向け、体制を強化していきたい」と話しています。

☞ ご注意ください！電話での「お金の話し」はマトモじゃありません！狙われる垂水区！特殊詐欺のアポ電話相次ぐ！

よっしー PRESS

令和4年 第3号

よっしープレス
Vol.13 / December 2022

吉岡 たけし

兵庫県議会議員(神戸市垂水区)
元 自民党県議団 副幹事長
前 総務常任委員会委員長

CONTENTS

第359回定例会(令和4年9月・10月)

- 01 地域活性化策としての空家空地対策について
- 02 酪農をはじめとする畜産経営へのより一層の飼料高騰対策について
- 03 犯罪被害者等の支援に特化した条例の制定について

県政

13



桐原弘毅・兵庫県警本部長



特殊詐欺対策会議「コンビニやATMでの声掛け」や「地域での連携」が不可欠<2022年8月31日午後・神戸市中央区 兵庫県警本部>

※「ラジオ関西トピックス」[NHK 兵庫 NEWS WEB]より

01 地域活性化策としての空家空地対策について

●密集市街地内市有地を活用した貸農園事業開始！（社会実験）



シェア畑 神戸東垂水（神戸市垂水区王居殿3丁目）

本年1月、神戸市行財政局の「密集市街地内市有地を活用した社会実験実施事業事業者募集」の公募型プロポーザルに対して、「農をコンセプトとした関係人口の増加及び空家空地対策事業」が採択され、兵庫県神戸市垂水区にサポート付き貸農園「シェア畑 神戸東垂水」が開園された。神戸市内9区、明石市、稲美町、播磨町居住者が月額利用料金8400円/3㎡（別途入会金11,000円）で契約しているとのことである。

●六甲アイランド市街地に都市型の市民体験農園を3月にオープン



六甲アイランド農園（神戸市東灘区向洋町中6丁目）

本年3月には、神戸市の補助事業「令和3年度CO+CREATION KOBE Project (WISH型)」における選定事業として、六甲アイランド市街地（アイランドセンター駅横）に都市型の新たな設計による市民体験農園が開園された。

32区画の個別農園スペースが配置され、畑ごとに休憩用の8㎡の人工芝と収納ベンチの個別スペースを併設、機能性と美観を兼ね備えた新たな設計による「都市型」の市民体験農園である。月額利用料金は10,000円（税込）/17㎡の他に、運営費が必要。現在は満席で空き無しとのことである。

●ポートアイランド（第2期）に市民農園が誕生！～事業地を活用した賑わい創出の取り組み～

ポートアイランド（第2期）では、まちの活性化の取り組みの一つとして、暫定的に事業地の活用を進め、更なる賑わいの創出や魅力向上に向けて、緑化や飾花による美装化等の取り組みを進めています。この度、みなと空港線沿いの事業地において、初心者の方でも手ぶらで気軽にご利用いただける市民農園を開設いたしますので、お知らせいたします。併せて、市民農園の利用者募集もご案内いたします。記者資料提供（令和4年6月13日）



市民農園「神戸ポートアイランドあおぞら農園」（神戸市中央区港島南町6丁目10番1）

神戸市都市局内陸・臨海計画課管轄のポートアイランド（第2期）では、本年8月、みなと空港線沿いの事業地において、市民農園「神戸ポートアイランドあおぞら農園」が開設された。事業期間は令和9年3月31日（予定）までで、16㎡で区画3,000円/月、32㎡で区画5,000円/月である。3農園ともに民間活力導入事業である。アドバイザー役の農園スタッフが畑におり、農具、種、苗、水場など栽培に必要なものを完備。“手ぶら”で来園が可能となっている。また講習会等も行われる。全くの初心者歓迎。トイレ完備、駐車場完備もしくは付近に時間貸し駐車枠多数所在。利便性が非常に高い分、かつての市民農園の年額使用料分が月々の使用料金としてかかりますよという新たなスキームとなっている。

駅から離れた空家空地であれば一般的に商業的利用での土地活用は難しいが、市民農園であれば、地域住民が利用する施設であり、住宅地でも導入が可能である。また、「近所で気軽に自然や農と触れ合える」ことから、コロナ禍で市民ニーズが高まる市民農園を通じて、地域コミュニティを構築し、地域の活性化をはかることが可能である。

今後は、人口減少に伴い、ますます空家が増加するとともに、それらを取り壊された後の空地も同様に増加していくことが懸念されるが、空地は、適正に管理・活用されなければ、地域の活力や住環境を損なう恐れがある。

そこで、神戸市の事例のように、空地を活用して貸農園を行うことは、空家空地対策として、市街地における地域の活性化策として、1つの好事例であるが、県としても、持続可能な空家空地対策、市街地環境の整備を促進すべきではないか。そして、そこで得られた好事例を、各市町に拡大し支援していくべきであると考えているが、当局のご所見を伺う。

答弁：齋藤 知事

ご指摘のとおり、増加する空家そして空地は、地域活力の衰退や市街地の環境の悪化等、社会的課題となっております。これらの有効活用が重要であると考えております。

県では、活用可能な空家については、空き家活用支援事業等で改修への支援を行っているところです。今年度からは空家活用特区条例によりまして、市街地調整区域での用途変更、そして密集市街地での建替を容易にする緩和制度を設けて、更なる活用促進を図っているところです。

一方で、駅から遠い、また道路に接していないなど、活用が見込めない空家については、除却後の空地を地域の資源として活用することが重要であると考えています。例えば、ご指摘のような地域のコミュニティづくりに資する市民農園のほか、災害時に防災活動の場となるポケットパーク等への活用が、特に神戸市等で先進的に行われております。

今後さらに、これらの取組を他市町に広げていくということが必要であると考えておりまして、県ではこれらの先進事例を県、市町等からなる協議会、「ひょうご住まいづくり協議会」ですが、そこで共有し取組を促すとともに、意欲のある市町に対しては、空家・空地を活用した地域活性化の県市共同のモデル事業も検討しているところです。

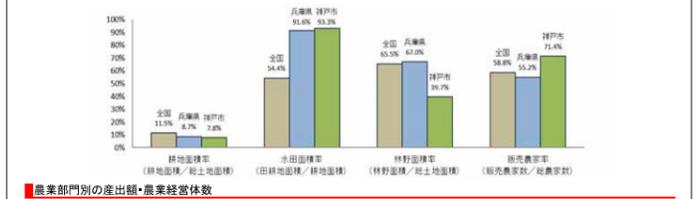
引き続き、市町や民間事業者等と連携し、地域活性化に資する空家・空地対策に、特にご指摘のとおり民間活力・資本をしっかりと取り入れながら、積極的に取り組んで行く方向で進めてまいりたいと考えております。

02 酪農をはじめとする畜産経営へのより一層の飼料高騰対策について

（将来の食糧安全保障を見据えて）

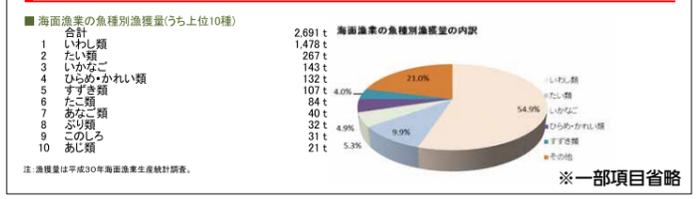
統計情報>わがマチ・わがムラ>都道府県選択>兵庫県>神戸市基本データ

項目	数値	割合
■面積		
総土壌面積	55,702 ha	(6.6%)
耕地面積	4,360 ha	(6.0%)
畑地面積	4,070 ha	(6.1%)
畑地面積	255 ha	(4.8%)
林地面積	22,123 ha	(3.9%)
■人口	1,525,152人	(27.9%)
農業に30日以上従事した世帯員・役員・構成員(経営主を含む)数	4,001人	(9.6%)
■農業就業人数	246人	(5.1%)
■世帯等		
総世帯数	734,920世帯	(30.6%)
農業経営体数	2,980経営体	(7.8%)
自給的農家数	4,052戸	(6.0%)
販売農家数	1,158戸	(3.8%)
■地域		
農業集落数	2,894集落	(7.8%)
農産物直売所数	471経営体	(12.5%)
漁港数	525経営体	(10.0%)
漁船隻数	1,903経営体	(6.8%)
	12経営体	(2.3%)
	129経営体	(4.8%)



品目	産出額(推計)	農業経営体数
合計	1,271千円	2,980経営体
雑穀計	936千円	2,409経営体
米	263千円	X
麦類	0千円	X
雑穀	0千円	17経営体
豆類	3千円	174経営体
いも類	16千円	136経営体
野菜	480千円	966経営体
果実	114千円	169経営体
花き	55千円	122経営体
工業農作物	0千円	40経営体
種畜・苗木類・その他	4千円	20経営体
畜産計	335千円	24経営体
肉用牛	163千円	20経営体
乳用牛	118千円	24経営体
ちから生乳	96千円	X
鶏	0千円	1経営体
うら鶏卵	0千円	3経営体
ちからブロイラー	0千円	X
その他畜産物	X	-
加工畜産物	X	-

注1: 産出額(推計)については令和2年市町村別農業産出額(推計)、農業経営体数については2020年産林業センサス。
注2: 農業経営体数の合計は兼営経営体数のため内訳と一致しない。



農林水産業のわがマチ・わがムラ統計情報です。上記から、神戸市の農業生産額は、1位 野菜 48億円、2位 米 26.3億円、3位 肉用牛 16.3億円、4位 乳用牛 11.8億円となります。

兵庫県には29市12町の市町がありますが、内21市8町で農林水産額の上位5位以内に肉用牛もしくは乳用牛がランクインしています。

29/41 = **なんと70.73%**

●兵庫県農業にとって、畜産の持つ重みが実感できる数字だと考えます。



農業における肥料代が1割程度であるのに対して、飼料代は元来通常時であっても生産費の4～6割を占め、相当ウエイトが大きいことが、畜産経営において著しく影響が大きい理由である。

世界的な人口増加に伴う穀物需要の増加、バイオエタノール需要の増加、異常気象に伴う収穫高の不安定化、生活水準の向上に伴う食肉需要の増加、中国におけるアフリカ豚熱発生に伴う頭数減少からの急回復が配合飼料価格高騰のそもそもの原因である。

特に令和3年以降、原油価格の高騰、新型コロナからの国際海上輸送費の上昇、ウクライナへの軍事侵攻、ロシアに対する経済制裁の影響、足元での急激な円安の進展もあり、強烈な上昇になっている。配合飼料のみならず、牧草類を原料とする粗飼料価格も高騰している。

もともと、牛の畜産農家の大きな拠り所となっているのは、国の2つの制度である。1つは、「配合飼料価格安定制度」で、直前一年間の輸入原料価格に対する直近四半期の輸入原料価格の差が補填金額に相当する。基金から補填するというものであり、基金には「通常」と「異常」の2種類がある。国と飼料メーカーが積み立てる「異常補填基金」は、昨年度の4～6月期に8年ぶりに発動されて以降、現在も続いており、まさに異常事態が1年以上も続いている状況である。一番の懸念は、万一高止まりしてしまった場合で、そもそも補填がなされなくなってしまふ。

2つめは、肉用牛の「肉用子牛生産者補給金制度」と「牛マルキン(肉用牛肥育経営安定交付金制度)」で、基準となる飼料費を組み入れた生産費が販売価格を上回った場合に、その差額の一部を補填する仕組みがある。しかしながら、酪農家においてはこうした仕組みはない。

県の令和4年6月補正においては、

(1) 令和3年度価格の前年度からの上昇分について国の「配合飼料価格安定制度」で補填しきれない部分の一部を一時支援金として補填 [総額約7.8億円]

(2) 飼料自給力の向上を図るため飼料生産に必要な機器の導入経費を支援 (1/2以内) [総額15,000千円]

以上、2つの対策がとられたところであり、

この9月補正においても、

(1) 県内酪農家の輸入価格高騰に伴う粗飼料費用の負担増に対し、11月の乳価改定までの対応のため、一時支援金を支給 [総額198,000千円]

(2) 配合飼料価格高騰に対する、県内畜産農家等への一時支援金の積み増し [総額318,000千円]

(3) 飼料生産に必要な機器の導入支援の積み増し [総額30,000千円]

以上、3つの対策が提案されているところである。

今後も価格高騰が続く場合はもとより、先述したとおり、万一高止まりしてしまった場合には、特に酪農において、生乳への価格転嫁が直ちに困難であるがゆえに、実際今般10円上げるにあたって大変な労苦があったと伺っているところ、酪農にとつての実質の唯一の救済策である国の「配合飼料価格安定制度」そのものが機能不全に陥る事態を招くことになることを受けて、今後も県としての対策を検討すべきと考えます。

一方、機器等は導入後にメンテナンスコストが当然かかる。しかも耐用年数もあり、次の更新時期に今回のような支援が受けられるアテがない。また高齢の生産者が多く、今さら借入金を増やしたくない経営体が多い。北海道や長野県のようにトウモロコシや大豆の生産に適したところもあれば、わが県のようにそうでないところもある。配合飼料の自給化はわが県においては非常に難しい。粗飼料の自給化に向けては、際立つて多くの頭数を飼育している、機器の導入支援の恩恵を受けられるような一部の経営体を除いては、そのエリアにおいて協力関係にある農家に対して、今まで以上に牧草の生産に業として積極的に乗り出してけるような体制づくりを早急にとる必要があると考える。

以上を踏まえて、当局のご所見を伺う。

齋藤知事への再質問により、将来の食糧安全保障も見据えて県内の畜産経営(乳用牛、肉用牛)を持続可能なものにする意思を齋藤知事の答弁から確認できました。